

令和4年度に実施の対象事項のうち市民参加を求めない事項

資料9

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市個人情報保護に関する法律施行条例の制定	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定	ウ		行政課
2	①	安城市情報公開条例の改正	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正	ア		行政課
3	①	安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正	ア		行政課
4	①	安城市税条例の一部を改正する条例の改正	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例上令和4年4月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		市民税課
5	①	安城市税条例等の一部を改正する条例の改正	地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の施行に伴うものの改正 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地変更を行うものの改正	ウ、オ		市民税課
6	①	安城市税条例の一部を改正する条例の改正	個人市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人のうち、解散した法人を減ずる変更を行うものの改正	ウ、オ		市民税課
7	①	安城市税条例の一部を改正する条例の改正	個人市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の新規追加を行うものの改正	ウ、オ		市民税課
8	①	市税条例及び都市計画税条例の改正	地方税法の改正に伴う条例改正	ウ、オ		資産税課
9	①	安城市市民参加条例の改正	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正	ア		市民協働課
10	①	安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の改正	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正	ア		市民安全課